

茅ヶ崎市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年3月31日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財政援助団体等監査

2 監査等の対象

公の施設の指定管理者

茅ヶ崎第2駐車場、茅ヶ崎第3駐車場及び茅ヶ崎第4駐車場

指定管理者 タイムズ24株式会社連合体

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」及び「財政援助団体等監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容

この監査は、令和3年度に執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について適正に執行されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。

5 監査等の日程

令和5年3月29日（水）

6 監査等の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められました。

なお、別途改善を求めた事項については、改善に向けた取組を検討してください。

7 各対象の監査結果

茅ヶ崎第2駐車場、茅ヶ崎第3駐車場及び茅ヶ崎第4駐車場

所管課 安全対策課

指摘事項

＜複合施設との契約＞

茅ヶ崎市駐車場の管理運営に関する令和3年度協定書に附属する管理運營業務の令和3年度仕様書の8(2)では、光熱水費等の支払い等について、「複合施設ごとの契約書の写しを、甲に提出すること。」と規定されていますが、契約書の写しが提出されていませんでした。

指定管理者 タイムズ 24 株式会社連合体

指摘事項

＜複合施設との契約＞

茅ヶ崎市駐車場の管理運営に関する令和 3 年度協定書に附属する管理運営業務の令和 3 年度仕様書の 8 「複合施設との契約」に規定された、光熱水費等の支払い等に係る事務手続きに不備がありました。